

第7期介護保険事業計画の基本方針（案）について

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

項目	主な内容
1 地域包括ケアシステムの基本的理念	<p>○介護保険法の基本的理念を踏まえ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努める。</p> <p>○地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされている。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 </div>
2 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	<p>○2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとし、第6期の達成状況の検証を踏まえた上で、第7期の位置付け及び第7期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取り組みを進めることが重要である。</p>
3 医療計画との整合性の確保	<p>○都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携を図れるような体制整備を図っていくことが重要である。</p> <p>○都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画において掲げる介護サービスの見込量と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標の整合的なものとなるよう必要な事項についての協議を行うことが重要である。</p>
4 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	<p>○地域住民やサービス事業所等に対して介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を作ること、地域ケア会議を開催することを通じて、多様な職種や機関との連携による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要である。</p> <p>○高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要である。</p>

項 目	主な内容				
5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	<p>○都道府県は、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って、2020年代初頭までに必要となる人材の確保に向け、総合的な取組を推進する。</p> <p>○地域包括支援センターの評価の結果に基づき、必要な体制を検討し、人材の確保に取り組むことが重要である。</p> <p>○地域支援事業を充実させるため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成を進める。</p>				
6 介護に取り組む家族等への支援の充実	<p>○現在、実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの地域の実情を踏まえた、家族に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要である。</p>				
7 認知症施策の推進	<p>○認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に沿って、次の認知症施策を進めることが重要である。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の理解を深めるための普及・啓発 2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 3 若年性認知症施策の強化 4 認知症の人の介護者への支援 5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり 6 認知症の人やその家族の視点を重視 </div>				
8 高齢者虐待の防止等	<p>○次の高齢者虐待防止の体制整備を進めることが重要である。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">1 広報・普及啓発</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3 行政機関連携</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 ネットワーク構築</td> <td style="padding: 5px;">4 相談・支援</td> </tr> </table> </div>	1 広報・普及啓発	3 行政機関連携	2 ネットワーク構築	4 相談・支援
1 広報・普及啓発	3 行政機関連携				
2 ネットワーク構築	4 相談・支援				
9 介護サービス情報の公表	<p>○情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで利用者やその家族等に認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に当該システムのURLを記載する等周知していくとともに、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益と考えられる情報を主体的に収集した上で、情報公表システムを活用する等、情報公表に努めること等が重要である。</p>				
10 効果的・効率的な介護給付の推進	<p>○団塊世代が75歳以上となる2025年や団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数がピークを迎える2042年も見据えつつ、制度の持続可能性を確保していくことが重要である。</p> <p>○地域の実情やこれまでの介護給付の適正化の取組を踏まえ、実施する具体的な取組の内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、国民健康保険団体連合会の適正化システム等を活用しながら、県と協力して一層推進に取り組む。</p>				

項 目	主な内容
11 都道府県による市町村支援等	<p>○今回の法改正で、都道府県は市町村の保険者機能の強化を図るとともに、国と都道府県による重層的な支援を行うため、都道府県による市町村支援を法律上に位置づけ明確にした。</p> <p>○事業者の指導監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分に連携をして、対応していくことが重要である。</p>
12 市町村相互間の連携	<p>○地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、広域的取組を推進すること。また、その際広域的取組が角市町村の責任を不明確にしないよう留意することが重要である。</p>
13 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	<p>○高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルを活用して保険者機能を強化していくことが重要である。</p> <p>○地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行う。</p>

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

項目	主な内容
1 基本理念，達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化，施策の達成状況の評価等	○市町村における地域的条件や地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域づくりの方向性を勘案して基本理念を定め，達成しようとする目的及び地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの特色を明確にした介護保険事業計画を作成することが重要である。
2 要介護者等地域の実態の把握	○地域課題や調査（日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査等）結果等に基づき，幅広い地域の関係者において十分な議論を行い，議論を通じて地域の関係者の共通理解を形成しながら，計画を作成することが重要である。 〔 1 被保険者の現状と見込み 【第3回策定協議会：議題予定】 2 保険給付の実績把握と分析 【第3回策定協議会：議題予定】 3 調査の実施 4 地域ケア会議等における課題の検討 〕
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	○計画策定にあたって，次の体制整備を図る。 〔 1 市町村関係部局相互間の連携 2 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 3 被保険者の意見の反映 4 都道府県との連携 〕
4 平成37年度の推計及び第7期の目標	○地域の介護需要のピークを視野に入れながら平成37年度の介護需要，サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し，持続可能な制度とするための中長期的視点に立った計画策が重要である。 〔 1 平成37年度の推計 2 第7期の目標 〕
5 目標の達成状況の点検，調査及び評価等並びに公表	○介護保険事業計画については，高齢者の自立支援や重度化防止，介護給付費等の費用の適正化に関する目標を記載するとともに，施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析を行い，評価の結果について公表するよう努める。
6 日常生活圏域の設定	○地域の実情に応じた日常生活圏域を定める。 【6期と同じ5圏域を予定】
7 他の計画との関係	○老人福祉計画と一体のものとして作成され，市町村計画との整合性が確保されたものとし，地域福祉計画，障害福祉計画，健康増進計画などと調和の保たれた計画とする。
8 その他	○計画期間と作成の時期 ○公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

2 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

大項目
1 日常生活圏域
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3 各年度における地域支援事業の量の見込み
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援，要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

3 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

大項目	小項目
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 在宅医療・介護連携の推進 2 認知症施策の推進 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 4 地域ケア会議の推進 5 高齢者の居住安定に係る施策との連携
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	1 関係者の意見の反映 2 公募及び協議による事業者の指定 3 都道府県が行う事業者の指定への関与 4 報酬の独自設定 5 人材の確保及び資質の向上
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策	1 地域支援事業に要する費用の額 2 総合事業のうち，訪問型サービス，通所型サービス，その他の生活支援サービスの種類ごとの見込量確保のための方策 3 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 4 総合事業の実施状況の調査，分析及び評価
4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	1 介護給付等対象サービス 2 総合事業 3 地域包括支援センターの設置，適切な運営及び評価
5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容，サービス内容，人員体制等について，情報公表システム等を活用し，地域での共有される資源として積極的に情報発信する。
6 市町村独自事業に関する事項	1 保健福祉事業に関する事項 2 市町村特別給付に関する事項
7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	指定介護療養型医療施設については，引き続き，介護医療院等への転換を推進しつつ，平成 35 年度末まで転換期限を延長していることに留意する。

